

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 9 月 9 日
契 約 業 者 名	(株) 浜屋組
契 約 業 者 の 住 所	矢板市本町 1 2 - 6
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸下境下流地区築堤工事
工 事 場 所	栃木県那須烏山市下境地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	工事請負契約書第 6 2 条の規定に基づく 令和 6 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等による変更
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 2 日
工 期 (至)	令和 7 年 1 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 6 2 , 6 4 7 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 , 6 2 9 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 6 5 , 2 7 6 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	工事請負契約書第 6 2 条の規定に基づく 令和 6 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等による変更

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 2 6 日
契 約 業 者 名	(株) 浜屋組
契 約 業 者 の 住 所	矢板市本町 1 2 - 6
工 事 の 名 称	R 5 那珂川左岸下境下流地区築堤工事
工 事 場 所	栃木県那須烏山市下境地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 河川土工 2. 水路工 3. 吐口工 4. 付属物設置工 5. 仮設工 6. 共通仮設費
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 2 日
工 期 (至)	令和 7 年 3 月 3 1 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 6 5 , 2 7 6 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 4 , 4 2 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 8 9 , 6 9 6 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 河川土工 当初は用地未買収地のため、施工範囲から除外していたが、用地引渡しが完了したため築堤工の延長による増工。 当初予定していた城東ストックヤード及び北向田ストックヤードでの土砂だけでは不足することが判明し、他工事との調整の結果、城東ストックヤードからの運搬を無くし、新たに滝ストックヤードからの運搬及び築堤施工箇所付近の高水敷の掘削を行い、築堤に必要な土砂を確保するため増工。 2. 水路工 1に伴い、施工箇所の追加による水路延長増による増工。 3. 吐口工 1に伴い、施工範囲の追加による堤外水路工の増工。 4. 付属物設置工 当初は築堤範囲内にある監視カメラを撤去するのみだったが、本工事にて設置することとなったため増工。 5. 仮設工 他工事にて工事用道路を施工予定だったが、照査の結果、工事用車両の通行は危険と判断されたため、施工位置を変更し、一部本工事で工事用道路を施工することとなり敷鉄板の敷設による増工。 6. 共通仮設費 敷鉄板に追加による仮設材運搬費の増工。 表土処理について、当初予定していた箇所に運搬できないため、河道掘削箇所付近へ運搬による増工。